

令和4年度 所定疾患施設療養費

当施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、下記の条件を満たした場合において評価されることになりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、また、入所者様の健康を守り、安心してご入所頂けるように努めております。

毎年、前年度の治療の実施状況を報告する事としております。

1 対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。

・肺炎の者、尿路感染症の者、带状疱疹の者、蜂窩織炎の者

※入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行ったときに算定する。

※同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

2 診断名、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

3 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する事とする。

公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。

4 介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎・尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。

○令和4年度 当施設における所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	7	7	4	7	6	3	4	7	7	8	4	10	74
日数	57	50	29	58	45	28	33	41	57	49	30	73	550

○主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、点滴注射、水分補給（経口・点滴）喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、抗ウイルス軟膏、皮膚清潔など診察結果をもとに適宜必要な処置を行っています。
蜂窩織炎	医師が患部を視診・触診することで診断し、原因菌に合った抗菌薬の投与が主体となります。

○投薬・注射内容

肺炎	4名	クリンダマイシン、パズクロス、リドカイン、チエナム、メロペネム、セフトリアキソン、ユナシン、ジェニナック、クラリスロマイシン等
尿路感染症	70名	ユナシン、リドカイン、チエナム、クリンダマイシン、トキオ、ピペラシリン、ミノサイクリン、パズクロス、メロペネム、ホスミシン、ファロム、レボフロキサシン、ミノマシ、フロモックス、コタロー等
带状疱疹	0名	
蜂窩織炎	0名	